

令和6年能登半島地震被災者支援等の寄附金口座を開設しました

令和6年能登半島地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。川崎市では、被災された皆様の支援のため、令和6年1月9日（火）にクレジットカード納付による寄附受付を開始しておりますが、加えて1月15日（月）に、次のとおり寄附金口座を開設いたしました。

いただいた寄附につきましては、全額を被災者支援等に活用します。

1 川崎市指定の受付協力金融機関口座

(1) 横浜銀行 川崎支店 普通 6361942

【口座名義】 川崎市令和6年能登半島地震被災者支援等寄附金口座

(2) 川崎信用金庫 本店営業部 普通 3097264

【口座名義】 川崎市令和6年能登半島地震被災者支援等寄附金口座

(3) セレサ川崎農業協同組合 みなみ支店 普通 0055769

【口座名義】 川崎市令和6年能登半島地震被災者支援等寄附金口座

※ 各金融機関の本店・支店からの振込に限り、振込手数料は無料です。

2 税制優遇について

寄附をいただいた場合、以下のとおりの税制優遇を受けることができます。

- ・個人 個人住民税と所得税の寄附金控除
- ・法人 寄附金相当額を全額損金算入

【 問合せ 】

川崎市財政局財政部資金課 大島
電話 044-200-3744